

奈良まほろば館取扱商品選定要領

第1 趣旨

奈良まほろば館（以下「館」という。）において取扱う商品に関する選定基準、選定手続き等を明確化するために定める。

第2 商品の取扱基準

館における取扱商品は、以下の項目を全て満たしたものとする。

- 1 「奈良まほろば館取扱商品の基本方針等について」（別紙1）（以下「基本方針等」という）に定める商品。
- 2 食品衛生法、JAS法等各種法律に定められた表示義務等に対応している。
- 3 取引条件について、奈良まほろば館物販運営事業者（以下「物販運営事業者」という）と製造業者等双方で合意が得られること。

第3 商品選定の考え方

- 1 「第2 商品の取扱基準」を満たした商品のうち、品質が優れている等、消費者の需要が見込まれる商品を選定することとする。
- 2 販売する商品の全単位の10%程度は、県が指定することができるものとする。（「単位」は別紙3を参照）

第4 商品の取扱申込み及び選定の手順等（別紙2）

- 1 物販運営事業者が掘り起こした商品については、物販運営事業者が奈良まほろば館運営者協議会（以下「運営者協議会」という。）にその取扱いについて提案し、運営者協議会において決定する。
- 2 製造業者等が館での商品取扱いを希望する場合は、以下の書類を物販運営事業者に提出しなければならない。
 - (1) 提出書類
 - ①農林水産物
 - ・奈良まほろば館商品取扱申込書（企業等登録用）（様式1）
 - ・奈良まほろば館商品取扱申込書（農林水産物）（様式2）
 - ②農林水産物以外の商品
 - ・奈良まほろば館商品取扱申込書（企業等登録用）（様式1）
 - ・奈良まほろば館商品取扱申込書（農林水産物以外）（様式3）
 - (2) 提出先
上記申込書を郵送、持参することにより、随時受け付けるものとする。
〒103-0022 東京都中央区日本橋室町1丁目6番2号 日本橋室町162ビル1F
「奈良まほろば館」 株式会社まほろばホールディングス
TEL：03-3516-3933
FAX：03-3516-3934
- 3 上記2により申込みを受けた場合の審査は、以下の手順により行うものとする。
 - (1) 取扱の申込みを受けた商品については、物販運営事業者が書類による確認及びサンプル品の提供を求めること又は製造現場を訪問すること等により、現物の確認並びに申込者と取引条件等の協議を行う。
 - (2) 運営者協議会は物販運営事業者の意見を踏まえ、適正な申込書を受理した日から起算して50日以内に申込商品の取扱いの可否を決定するとともに、申込者に対してその旨通知する。
- 4 この手続きにより取扱うこととした商品について、物販運営事業者が取扱期間中に取扱いを休止又は中止する場合は、運営者協議会に報告し了解を得る。

第5 その他

- 1 この要領は、運営者協議会での協議を踏まえ、県が決定する。
- 2 県は、この制度の周知に努めるものとし、物販運営事業者は、この制度の運用に協力する。